

規制シート(様式)

(別紙1)

080200100750001

平成27年7月10日

規制の名称	振替機関に係る制度	所管府省	金融庁
根拠法令等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局市場課長 齋藤 馨
規制目的	社債、株式等の有価証券に表示されるべき権利の振替を行う振替機関等に必要な事項を定め、有価証券のペーパーレス化を図ることにより、その流通の円滑化を図ること。		
規制内容の概要	主務大臣の指定を受けて社債、株式等の振替業務を行う振替機関について、指定要件、業務内容、監督規定等を定めるもの。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)」における「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正において、投資法人が発行できる有価証券に新投資口予約権証券が追加されたことに伴い、振替制度の対象となる有価証券に新投資口予約権証券を追加。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	株主・社債権者等を保護するためには、ペーパーレス化された有価証券の円滑な流通が必要であり、振替機関は振替業務を適正かつ確実に遂行できる者であることが求められる。このような観点から、振替機関の指定要件、業務内容、監督規定等については、引き続き維持することが適切と考えられる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持 (平成25年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、おおむね5年後と設定。)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>